

船橋市結核予防事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第58条の3に規定する学校又は施設の設置者に対し、当該学校又は施設の長が行う法第53条の2第1項の規定による結核にかかる定期の健康診断（以下「健康診断」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において法第60条第1項の規定に基づき結核予防事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、健康診断の実施のために支弁した費用（以下「総事業費」という。）の額からその年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と、別表に定める交付基準単価に受診人員を乗じた額の合計とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、一円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、結核予防事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 支出予定額調書（別紙2）
- (3) 収支予算書抄本（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を申請しようとするものは、船橋市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号）及び同条例施行規則（平成18年船橋市規則第112号）の例により、所定のオンラインのフォームにより申請することができる。

3 申請者は、前2項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る総事業費から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除

税額」という。)を除いて申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を結核予防事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を除く旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となった健康診断(以下「補助事業」という。)の計画の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、結核予防事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別紙4)
- (2) 支出予定額変更調書(別紙5)
- (3) 収支予算書抄本(別紙3) ※変更後の金額を反映したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、結核予防事業補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙6)
- (2) 事業精算額調書(別紙7)
- (3) 事業実施結果成績書(別紙8)
- (4) 収支決算書抄本(別紙9)
- (5) 支払証拠関係書類(領収書写し等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定によ

る実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を除いて報告しなければならない。

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を結核予防事業補助金確定通知書（第5号様式）により、当該補助事業者へ通知する。

(交付の時期等)

第8条 補助金は、前条の規定により確定した補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受けた補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付する旨の決定の全部又は一部を取り消しし、その旨を結核予防事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、当該補助事業者へ通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、結核予防事業補助金返還命令書（第7号様式）により、当該補助事業者へその返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、【結核予防事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書】（第8号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長へ報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を除いて実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

交付基準単価

区 分		単価(円)
間接撮影	100mm ミラーカメラ	506
精密検査	通常検査	7,994
	直接撮影のみ	1,767
	直接撮影省略	6,494